

健生健発 0603 第 2 号
令和 8 年 6 月 3 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 町 村} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
(公 印 省 略)

「食育基本法の一部を改正する法律の施行について」を踏まえた地域における
健康づくりのための食育の推進について

「食育基本法の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 24 号）の施行に伴い、
今般、「食育基本法の一部を改正する法律の施行について」を踏まえた健康づく
りのための食育の推進について」（令和 8 年 6 月 3 日付け健生発 0603 第 5 号・
医政発 0603 第 7 号 厚生労働省健康・生活衛生局長、医政局長連名通知）が発
出されたところであるが、年齢等にかかわらず、生涯を通じた食育運動を推進す
る等の法改正の内容を踏まえて、健康づくりのための食育の推進の観点から、下
記の事項に特段の御配慮をお願いするとともに、その適切な運用に努められた
い。

なお、この通知の施行をもって「地域における健康づくりのための食育の推進
について」（平成 17 年 7 月 15 日付け健習発第 0715001 号 厚生労働省健康局総
務課生活習慣病対策室長通知）は廃止する。

記

- 1 食育の機会が減少しがちになる一方で、自ら食事の選択機会が増える若年
層（大学等の学生を含む。）を含めて、生涯を通じて健全な食生活を営むこと
ができるよう、年齢等にかかわらず自らの栄養・食生活の状況を踏まえて改善
すべき点について改善できるようにするための取組への支援を図ること。
- 2 「健康日本 21（第三次）」を始めとする栄養・食生活施策の推進に当たって
は、母子保健担当部局、農政担当部局、教育担当部局等の関係部局と十分に連

携を図ること。

- 3 食育の推進のための知識の普及や栄養指導が専門的かつ技術的に充実した内容となるよう、管理栄養士及び栄養士の活用を図ること。特に、市町村管理栄養士等の積極的配置の促進を図ること。
- 4 豊かな食文化を醸成し、地域における特色ある、健康づくりに資する食文化の伝統を推進するため、教育担当部局等の関係部局と十分に連携を図り、専門調理師及び調理師の積極的な活用を図ること。
- 5 地域における食育の推進を図る観点から、食生活改善推進員等の食生活改善や健康づくり運動を推進するボランティアの育成及び支援を行うこと。